

参考資料

佐賀県本部設置条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>佐賀県本部設置条例</p> <p>(本部の設置)</p> <p>第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十八条第一項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の本部を置く。</p> <p>一 統括本部</p> <p>二 ぐらし環境本部</p> <p>三 健康福祉本部</p> <p>四 農林水産商工本部</p> <p>五 県土づくり本部</p> <p>六 経営支援本部</p> <p>(統括本部の所掌事務)</p> <p>第二条 統括本部は、県の政策の統括及び調整を行い、次の事務を所掌する。</p> <p>一 県政の基本方針に関すること。</p> <p>二 特に重要な施策の企画及び調整に関すること。</p> <p>三 議会に関すること。</p> <p>四 危機管理に関すること。</p> <p>五 県の行政システムに関すること。</p> <p>(ぐらし環境本部の所掌事務)</p> <p>第三条 ぐらし環境本部は、県民生活及び環境に関する施策の総合的推進及び総合調整を行い、次の事務を所掌する。</p> <p>一 県民協働の推進に関すること。</p> <p>二 県民生活に関すること。</p> <p>三 ぐらしの安全に関すること。</p> <p>四 環境の保全に関すること。</p>	<p>佐賀県本部設置条例</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第百五十八条の規定に基づき、部の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(部の名称及び分掌事務)</p> <p>第二条 法第百五十八条第一項及び第二項の規定に基づき、県に次の部を置き、その分掌する事務は、当該各号のとりとする。</p> <p>一 総務部</p> <p>(一) 職員の進退及び身分に関する事項</p> <p>(二) 議会及び県の行政一般に関する事項</p> <p>(三) 県の予算、税その他の財務に関する事項</p> <p>(四) 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項</p> <p>(五) 広報、条例の立案その他他部の主管に属しない事項</p> <p>二 企画部</p> <p>(一) 総合計画の策定に関する事項</p>
<p>(健康福祉本部の所掌事務)</p> <p>第四条 健康福祉本部は、県民の健康及び福祉に関する施策を推進し、次の事務を所掌する。</p> <p>一 健康づくりに関すること。</p> <p>二 社会福祉に関すること。</p> <p>三 社会保障に関すること。</p> <p>四 保健及び医療に関すること。</p> <p>(農林水産商工本部の所掌事務)</p> <p>第五条 農林水産商工本部は、産業の振興及び地域経済の活性化に関する施策を推進し、次の事務を所掌する。</p> <p>一 農業、林業、水産業、商業、工業その他の産業の振興に関すること。</p> <p>二 農産物、林産物及び水産物に関すること。</p> <p>三 流通に関すること。</p> <p>四 観光に関すること。</p> <p>五 雇用及び労働に関すること。</p> <p>(県土づくり本部の所掌事務)</p> <p>第六条 県土づくり本部は、県土の保全並びに生活及び産業の基盤に関する施策を推進し、次の事務を所掌する。</p> <p>一 まちづくりに関すること。</p> <p>二 農山漁村に関すること。</p> <p>三 住宅及び建築に関すること。</p> <p>四 治山、治水その他の県土の保全に関すること。</p> <p>五 生活基盤、生産基盤及び産業基盤に関すること。</p> <p>六 交通に関すること。</p> <p>(経営支援本部の所掌事務)</p>	<p>(一) 重要施策の企画及び調整に関する事項</p> <p>(二) 統計に関する事項</p> <p>三 厚生部</p> <p>(一) 社会福祉に関する事項</p> <p>(二) 社会保障に関する事項</p> <p>(三) 保健及び医療に関する事項</p> <p>(四) 環境の保全に関する事項</p> <p>(五) 県民生活に関する事項</p> <p>四 経済部</p> <p>(一) 商業及び工業に関する事項</p> <p>(二) 観光に関する事項</p> <p>(三) 労働に関する事項</p> <p>五 農政部</p> <p>(一) 農業、林業及び水産業に関する事項</p> <p>(二) 農産物、林産物及び水産物に関する事項</p> <p>(三) 農地関係の調整に関する事項</p> <p>(四) 土地改良に関する事項</p> <p>六 土木部</p> <p>(一) 道路及び河川に関する事項</p> <p>(二) 都市計画に関する事項</p> <p>(三) 住宅及び建築に関する事項</p> <p>(四) 港湾その他土木に関する事項</p>

<p>第七條 経営支援本部は、各本部及び市町村の行政経営を支援し、次の事務を所掌する。</p> <p>一 任免その他職員の仕事に関すること。</p> <p>二 県の予算、税その他の財務に関すること。</p> <p>三 市町村その他の地方公共団体の行政一般に関すること。</p> <p>四 他の本部の所掌に属しないこと。</p>	
---	--

<p>附則第二項(佐賀県特別職報酬等審議会条例の一部改正)に係る新旧対照表</p>	
改 正 後	改 正 前
<p>第六條 (庶務) 審議会の庶務は、経営支援本部において処理する。</p>	<p>第六條 (庶務) 審議会の庶務は、総務部において処理する。</p>

<p>附則第三項(佐賀県固定資産評価審議会条例の一部改正)に係る新旧対照表</p>	
改 正 後	改 正 前
<p>第四條 (庶務) 審議会の庶務は、佐賀県経営支援本部において処理する。</p>	<p>第四條 (庶務) 審議会の庶務は、佐賀県総務部において処理する。</p>

<p>附則第四項(住民基本台帳法施行条例の一部改正)に係る新旧対照表</p>	
改 正 後	改 正 前
<p>第七條 (庶務) 審議会の庶務は、佐賀県経営支援本部において処理する。</p>	<p>第七條 (庶務) 審議会の庶務は、佐賀県総務部において処理する。</p>

<p>附則第五項(佐賀県防災会議条例の一部改正)に係る新旧対照表</p>	
改 正 後	改 正 前
<p>第六條 (庶務) 会議の庶務は、佐賀県くらし環境本部において処理する。</p>	<p>第六條 (庶務) 会議の庶務は、佐賀県総務部において処理する。</p>

<p>附則第六項(佐賀県災害対策本部条例の一部改正)に係る新旧対照表</p>	
改 正 後	改 正 前
<p>第五條 (庶務) 災害対策本部の庶務は、佐賀県くらし環境本部において処理する。</p>	<p>第五條 (庶務) 災害対策本部の庶務は、佐賀県総務部において処理する。</p>

<p>附則第七項(佐賀県石油コンビナート等防災本部条例の一部改正)に係る新旧対照表</p>	
改 正 後	改 正 前
<p>第五條 (庶務) 防災本部の庶務は、佐賀県くらし環境本部において処理する。</p>	<p>第五條 (庶務) 防災本部の庶務は、佐賀県総務部において処理する。</p>

<p>附則第八項(佐賀県国土利用計画審議会の組織及び運営に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表</p>	
改 正 後	改 正 前
<p>第七條 (庶務) 審議会の庶務は、佐賀県国土づくり本部において処理する。</p>	<p>第七條 (庶務) 審議会の庶務は、佐賀県企画部において処理する。</p>

<p>附則第九項(佐賀県土地利用審査会の組織及び運営に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表</p>	
改 正 後	改 正 前
<p>第五條 (庶務) 審査会の庶務は、佐賀県国土づくり本部において処理する。</p>	<p>第五條 (庶務) 審査会の庶務は、佐賀県企画部において処理する。</p>

附則第十項(佐賀県男女共同参画推進条例の一部改正)に係る新旧対照表	
改 正 後	改 正 前
(庶務) 第二十三条 審議会の庶務は、佐賀県くらし環境本部において処理する。	(庶務) 第二十三条 審議会の庶務は、佐賀県企画部において処理する。

附則第十一項(佐賀県社会福祉審議会条例の一部改正)に係る新旧対照表	
改 正 後	改 正 前
(庶務) 第七条 審議会の庶務は、佐賀県健康福祉本部において処理する。	(庶務) 第七条 審議会の庶務は、佐賀県厚生部において処理する。

附則第十二項(佐賀県介護保険審査会の組織及び運営に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表	
改 正 後	改 正 前
(庶務) 第六条 審査会の庶務は、佐賀県健康福祉本部において処理する。	(庶務) 第六条 審査会の庶務は、佐賀県厚生部において処理する。

附則第十三項(佐賀県准看護師試験委員条例の一部改正)に係る新旧対照表	
改 正 後	改 正 前
(委員長及び副委員長) 第四条 略 2 委員長は健康福祉本部長、副委員長は健康福祉本副本部長の職にある委員をもってあてゑる。 3・4 略	(委員長及び副委員長) 第四条 略 2 委員長は厚生部長、副委員長は厚生部副部長の職にある委員をもってあてゑる。 3・4 略

附則第十四項(佐賀県精神保健福祉審議会運営条例の一部改正)に係る新旧対照表	
改 正 後	改 正 前
(庶務) 第七条 審議会の庶務は、佐賀県健康福祉本部において処理する。	(庶務) 第七条 審議会の庶務は、佐賀県厚生部において処理する。

附則第十五項(佐賀県薬事審議会設置条例の一部改正)に係る新旧対照表	
改 正 後	改 正 前
(庶務) 第七条 審議会の庶務は、佐賀県健康福祉本部において処理する。	(庶務) 第七条 審議会の庶務は、佐賀県厚生部において処理する。

附則第十六項(佐賀県生活衛生適正化審議会の組織及び運営に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表	
改 正 後	改 正 前
(庶務) 第八条 審議会の庶務は、佐賀県健康福祉本部において処理する。	(庶務) 第八条 審議会の庶務は、佐賀県厚生部において処理する。

附則第十七項(佐賀県公害紛争処理条例の一部改正)に係る新旧対照表	
改 正 後	改 正 前
(審査会の庶務) 第五条 審査会の庶務は、佐賀県くらし環境本部において処理する。	(審査会の庶務) 第五条 審査会の庶務は、佐賀県厚生部において処理する。

附則第十八項(佐賀県環境審議会条例の一部改正)に係る新旧対照表	
改 正 後	改 正 前
(庶務) 第六条 審議会の庶務は、佐賀県くらし環境本部において処理する。	(庶務) 第六条 審議会の庶務は、佐賀県厚生部において処理する。

附則第十九項(佐賀県環境影響評価条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第四十条 審査会の庶務は、佐賀県くらし環境本部において処理する。	(庶務) 第四十条 審査会の庶務は、佐賀県厚生部において処理する。

附則第二十項(佐賀県交通安全対策会議の組織及び運営に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第六条 会議の庶務は、佐賀県くらし環境本部において処理する。	(庶務) 第六条 会議の庶務は、佐賀県厚生部において処理する。

附則第二十一項(佐賀県大規模小売店舗立地審議会条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第七条 審議会の庶務は、佐賀県農林水産商工本部において処理する。	(庶務) 第七条 審議会の庶務は、佐賀県経済部において処理する。

附則第二十二項(佐賀県農村地域工業等導入対策審議会条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第七条 審議会の庶務は、佐賀県農林水産商工本部において処理する。	(庶務) 第七条 審議会の庶務は、佐賀県経済部において処理する。

附則第二十三項(佐賀県農政審議会条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第八条 審議会の庶務は、佐賀県農林水産商工本部において処理する。	(庶務) 第八条 審議会の庶務は、佐賀県農政部において処理する。

附則第二十四項(佐賀県酪農及び肉用牛生産振興審議会条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第六条 審議会の庶務は、佐賀県農林水産商工本部において処理する。	(庶務) 第六条 審議会の庶務は、佐賀県農政部において処理する。

附則第二十五項(佐賀県水産振興審議会条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第八条 審議会の庶務は、佐賀県農林水産商工本部において処理する。	(庶務) 第八条 審議会の庶務は、佐賀県農政部において処理する。

附則第二十六項(佐賀県建設業審議会設置条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(審議会の庶務) 第八条 審議会の庶務は、佐賀県土木部において処理する。	(審議会の庶務) 第八条 審議会の庶務は、佐賀県土木部において処理する。

附則第二十七項(佐賀県土地収用法施行条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第七条 審議会の庶務は、佐賀県土木部において処理する。	(庶務) 第七条 審議会の庶務は、佐賀県土木部において処理する。

附則第二十八項(佐賀県都市計画審議会の組織及び運営に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第八条 審議会の庶務は、佐賀県土木部において処理する。	(庶務) 第八条 審議会の庶務は、佐賀県土木部において処理する。

附則第二十九項 (佐賀県開発審査会の組織及び運営に関する条例の一部改正) に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第六條 (庶務) 審査会の庶務は、佐賀県土木部 くり本部において処理する。</p>	<p>第六條 (庶務) 審査会の庶務は、佐賀県土木部 において処理する。</p>

附則第三十項 (佐賀県水防協議会条例の一部改正) に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第二條 協議会は、その事務所を佐賀県 県土づくり本部に置く。</p>	<p>第二條 協議会は、その事務所を佐賀県 土木部に置く。</p>

附則第三十一項 (唐津港地方港湾審議会条例の一部改正) に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第八條 (庶務) 審議会の庶務は、佐賀県土木部 くり本部において処理する。</p>	<p>第八條 (庶務) 審議会の庶務は、佐賀県土木部 において処理する。</p>

附則第三十二項 (伊万里港地方港湾審議会条例の一部改正) に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第八條 (庶務) 審議会の庶務は、佐賀県土木部 くり本部において処理する。</p>	<p>第八條 (庶務) 審議会の庶務は、佐賀県土木部 において処理する。</p>

附則第三十三項 (佐賀県建築審査会条例の一部改正) に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第八條 (事務所) 審査会の事務所は、佐賀県土木部 に置く。</p>	<p>第八條 (事務所) 審査会の事務所は、佐賀県土木部 に置く。</p>

附則第三十四項 (佐賀県宅地建物取引業審議会条例の一部改正) に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第六條 (庶務) 審議会の庶務は、佐賀県土木部 くり本部において処理する。</p>	<p>第六條 (庶務) 審議会の庶務は、佐賀県土木部 において処理する。</p>

附則第三十五項 (佐賀県生涯学習審議会条例の一部改正) に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第二條 (組織) 略</p> <p>2 委員は、人格識見共に優れた者のうちから、知事が教育委員会の意見を聴いて任命する。</p>	<p>第二條 (組織) 略</p> <p>2 委員は、人格識見共に優れた者のうちから、教育委員会が知事の意見を聴いて任命する。</p>
<p>第六條 (専門委員) 略</p> <p>2 専門委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。</p> <p>3 略</p>	<p>第六條 (専門委員) 略</p> <p>2 専門委員は、学識経験のある者のうちから教育委員会が任命する。</p> <p>3 略</p>
<p>第七條 (庶務) 審議会の庶務は、佐賀県くらし環境本部において処理する。</p>	<p>第七條 (庶務) 審議会の庶務は、佐賀県教育庁において処理する。</p>

附則第三十七項 (佐賀県立生涯学習センター設置条例の一部改正) に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第四條 (補則) この条例に定めるもののほか、センターの管理に關し必要な事項は、知事が別に定める。</p>	<p>第四條 (補則) この条例に定めるもののほか、センターの管理に關し必要な事項は、佐賀県教育委員会が別に定める。</p>

地方独立行政法人法の施行に伴う佐賀県条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第三号

地方独立行政法人法の施行に伴う佐賀県条例の整備に関する条例

(佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 佐賀県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年佐賀県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「第三条第二項」を「第三条第四号」に改める。

第七条第五項各号列記以外の部分中「国家公務員退職手当法」を「職員以外の地方公務員又は国家公務員(国家公務員退職手当法)に、「又は他の地方公共団体の公務員」を「をいう。以下同じ。)」に、「国又は他の地方公共団体の職員」を「職員以外の地方公務員等」に、「国又は他の地方公共団体の退職手当に関する規定」を「地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の退職手当の支給の基準(同法第四十八条第二項又は第五十一条第二項に規定する基準をいう。以下同じ。)」に改め、同項第一号中「国又は他の地方公共団体の職員」を「職員以外の地方公務員等」に改め、同項第二号中「他の地方公共団体」の下に「又は特定地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。)」を、「関する規定」の下に「又は退職手当の支給の基準」を加え、「当該地方公共団体」を「当該地方公共団体等」に改め、「以外の地方公共団体」の下に「若しくは特定地方独立行政法人」を加え、「地方公社若しくは公庫等」を「一

般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第五十五条に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)、地方公社若しくは公庫等」に改め、「以下同じ。)」の下に「(以下「一般地方独立行政法人等」という。)」を加え、「地方公社等職員」を「一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社若しくは公庫等の」を「一般地方独立行政法人等の」に改め、「(以下「通算制度を有する地方公共団体」という。)」を削り、「地方公社で」を「一般地方独立行政法人又は地方公社に」に改め、「(以下「通算制度を有する地方公社」という。)」を削り、「特定地方公社職員」を「それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」に、「引き続き特定地方公社職員」を「引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員」に改め、同項第三号中「地方公社等職員」を「一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社若しくは公庫等」という。)」を削り、「国又は他の地方公共団体の職員」を「職員以外の地方公務員等」に改め、同項第四号中「特定地方公社職員」を「特定一般地方独立行政法人職員、特定地方公社職員」に、「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社又は公庫等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、同項第六号中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 移行型一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第五十九条第二項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の成立の日の前日に特定地方公務員又は職員として在職し、同項の規定により引き続き特定一般地方独立行政法人職員となつた者に対する前項第二号又は第六号の規定の適用については、同条第二項の規定により地方公務員としての身

分を失つたことを任命権者の要請に応じ特定一般地方独立行政法人職員となるため退職したとみなす。

第七条の三中「国又は他の地方公共団体の職員」を「職員以外の地方公務員等」に改める。

第七条の四の見出し中「特定地方公社等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、同条第一項中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同条第二項中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社又は公庫等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、「第五項」の下に「及び第六項」を加え、同項第一号及び第三号中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同項第五号中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社又は公庫等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、同条第四項中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同条中第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 地方独立行政法人法第五十九条第二項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

6 移行型一般地方独立行政法人の成立の日の前日に職員として在職する者が、地方独立行政法人法第五十九条第二項の規定により引き続き当該移行型一般地方独立行政法人の職員となり、かつ、引き続き当該移行型一般地方独立行政法人の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間を職員

としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が当該移行型一般地方独立行政法人を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

第十四条の見出しを「(職員以外の地方公務員等又は知事等となつた者の取扱い)」に改め、同条第一項中「国若しくは他の地方公共団体の職員」を「職員以外の地方公務員等」に改める。

(佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第二条 佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年佐賀県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第三条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年佐賀県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「第三条第二項」を「第三条第四号」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第四条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年佐賀県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第三号中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「地方公営企業労働関係法適用職員等」を「地方公営企業等労働関係法適用職員等」に改める。

(公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第五条 公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例(平成十三年佐賀県

条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二号第一項第二号の法人を定める政令」を「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二号第一項第三号の法人を定める政令」に改める。

第四条中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「第三条第二項」を「第三条第四号」に改める。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第六条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「第三条第二項」を「第三条第四号」に改める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

参考資料

第二条(佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十七条に規定する単純な労務に雇われる者及び地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三号第四号に規定する職員を除く。)の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>第七条 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十七条に規定する単純な労務に雇われる者及び地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三号第二項に規定する職員を除く。)の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>第七条 略</p>

2/4 略

5 第一項に規定する職員としての引き

続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第二条に規定する者をいう。以下「職員」と総称する。)が、引き続き職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続き在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続き在職期間については、前四項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続き在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の退職手当の支給の基準(同法第四十八条第二項又は第五十一条第二項に規定する基準をいう。以下同じ。)において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に十二を乗じて得た額(一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当す

2/4 略

5 第一項に規定する職員としての引き

続いた在職期間には、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第二条に規定する者又は他の地方公共団体の公務員(以下「国又は他の地方公共団体の職員」と総称する。)が、引き続き職員となつたときにおけるその者の国又は他の地方公共団体の職員としての引き続き在職期間を含むものとする。この場合において、その者の国又は他の地方公共団体の職員としての引き続き在職期間については、前四項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の国又は他の地方公共団体の職員としての引き続き在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した国又は他の地方公共団体の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に十二を乗じて得た額(一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数は、その者の職員としての引き続き在職期間には含まないものとする。

公務員としての引き続きいた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

三 特定地方公務員又は国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き公庫等で、退職手当に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されず、引き続き当該公庫等に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該公庫等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものを使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等職員」という。)となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続き再び特定地方公務員又は国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後更に引き続き職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

四 特定一般地方独立行政法人職員、特定地方公社職員又は特定公庫等職員

三 特定地方公務員又は国家公務員

が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き公庫等で、退職手当に関する規程において、地方公務員又は他の地方公社等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は地方公社若しくは公庫等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続き当該公庫等に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の地方公社等職員としての勤続期間を当該公庫等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているもの(以下「通算制度を有する公庫等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等職員」という。)となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続き再び特定地方公務員又は国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国又は他の地方公共団体の職員として在職した後更に引き続き職員となつた場合においては、先の国又は他の地方公共団体の職員としての引き続きいた在職期間の始期から後の国又は他の地方公共団体の職員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

四 特定地方公社職員又は特定公庫等職員(以下「特定地方公社等職員」

員(以下「特定一般地方独立行政法人等職員」という。)が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続き特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続き職員となつた場合においては、特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

五 略

六 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続き特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続き職員となつた場合においては、先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

七 略

6 移行型一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第五十九条第二項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。以下同じ)の成立の日の前日に特定地方公務員又は職員として在職し、同項の規定により引き続き特定一般地方独立行政法人職員となつた者に対する前項第二号又は第六号の規定の適用については、同条第二項の規定により地方公務員としての身分を失つ

という。)が、地方公社又は公庫等の要請に応じ、引き続き特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続き職員となつた場合においては、特定地方公社等職員としての引き続きいた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

五 略

六 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定地方公社等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公社等職員として在職した後引き続き特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続き職員となつた場合においては、先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

七 略

たことを任命権者の要請に応じ特定一般地方独立行政法人職員となるため退職したこととみなす。

7-9 略

第七条の三 第七条第五項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間には、第二条第二項に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

2 前条の規定は、職員以外の地方公務員等であつた者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

(一般地方独立行政法人等から復帰した職員等に対する退職手当に係る特例)

第七条の四 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続きいて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続きいて再び職員となつた者の第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間として、在職期間の終期までの期間として、在職期間とみなす。

2 特定一般地方独立行政法人等職員が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続きいて職員となるため退職し、かつ、引き続きいて職員となつた場合におけるその者の第七条第一項に規定する職員としての

6-8 略

第七条の三 第七条第五項に規定する国又は他の地方公共団体の職員としての引き続きいた在職期間には、第二条第二項に規定する者に相当する国又は他の地方公共団体の職員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

2 前条の規定は、国又は他の地方公共団体の職員であつた者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

(特定地方公社等から復帰した職員等に対する退職手当に係る特例)

第七条の四 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続きいて特定地方公社等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公社等職員として在職した後引き続きいて再び職員となつた者の第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間として、在職期間とみなす。

2 特定地方公社等職員が、地方公社又は公庫等の要請に応じ、引き続きいて職員となるため退職し、かつ、引き続きいて職員となつた場合におけるその者の第七条第一項に規定する職員としての

3 前二項の場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間については、第七条(第五項及び第六項を除く。)の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間を特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間として計算するものとする。

一 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続きいて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続きいて再び特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続きいて再び職員となつた場合においては、先の職員としての在職期間の始期から後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間とみなす。

3 前二項の場合における特定地方公社等職員としての在職期間については、第七条(第五項を除く。)の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間を特定地方公社等職員としての在職期間として計算するものとする。

一 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続きいて特定地方公社等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公社等職員として在職した後引き続きいて再び特定地方公社等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公社等職員として在職した後引き続きいて再び職員となつた場合においては、先の職員としての在職期間の始期から後の特定地方公社等職員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間とみなす。

三 特定地方公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続きいて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続きいて職員となつた場合においては、職員

引き続きいた在職期間には、その者の特定地方公社等職員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

3 前二項の場合における特定地方公社等職員としての在職期間については、第七条(第五項を除く。)の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間を特定地方公社等職員としての在職期間として計算するものとする。

一 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続きいて特定地方公社等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公社等職員として在職した後引き続きいて再び特定地方公社等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公社等職員として在職した後引き続きいて再び職員となつた場合においては、先の職員としての在職期間の始期から後の特定地方公社等職員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間とみなす。

三 特定地方公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続きいて特定地方公社等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公社等職員として在職した後引き続きいて職員となつた場合においては、職員

三 特定地方公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続きいて特定地方公社等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公社等職員として在職した後引き続きいて職員となつた場合においては、職員